令和７年度農林水産省
「植物品種等海外流出防止総合対策・推進委託事業
（東アジア植物品種保護フォーラムの推進）」

令和７年度

植物品種等海外流出防止総合対策
・推進委託事業
（東アジア植物品種保護フォーラムの推進）

報告書

令和８年３月

公益社団法人農林水産・食品産業技術振興協会（JATAFF）

目次

令和 7 年度植物品種等海外流出防止総合対策・推進委託事業(東アジア植物品種保護フォーラムの推進)報告

1. はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
2. 事業の背景及び目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
3. 各国の PVP 制度整備・運用状況概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
4. 委託事業の実施方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
5. 事業の経過及び結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

【別紙】

（1） EAPVP フォーラム第 18 回本会合の開催（2025 年 8 月）

① アジェンダ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
② 参加者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
③ 報告概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
④ 「UPOV 加盟のメリットに関する国際セミナー」報告・・・・・・・・・・・・・ 12
⑤ 採択された 2025-2026 年 EAPVP フォーラム協力活動案・・・・・・・・・・・ 15
⑥ 写真・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17

（2）10 年戦略及び各国個別戦略に沿った協力活動の推進

① 日本「キャパシティ・ビルディング ワークショップ 1：植物品種保護と UPOV TG1/3 基礎コース」（2025 年 11 月）

(a) 日程・開催方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
(b) アジェンダ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
(c) 参加者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
(d) 研修生へのアンケート結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
(e) 所感・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
(f) 写真・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24

② 日本 「キャパシティ・ビルディング ワークショップ 2：PVP シニアスタッフ向け技術研修専門コース」（2025 年 11 月）

(a) 日程・開催方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
(b) アジェンダ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
(c) 参加者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
(d) 研修生へのアンケート結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
(e) 所感・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27

(f) 写真・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28

③ ラオス「ラオスにおける UPOV 1991 への加盟に関する国内ワークショップ」（2026 年 1 月）
(a) 日程・開催方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29
(b) アジェンダ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29
(c) 参加者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29
(d) 報告概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30
(e) 写真・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31

④ タイ「UPOV 制度における PVP に関する利害関係者とのコンサルテーションミーティング」（2026 年 2 月）
(a) 日程・開催方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 32
(b) アジェンダ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 32
(c) 参加者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 32
(d) 報告概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33
(e) 写真・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33

（3）ウェブサイトの管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 34

（4）検討委員会の設置と運営
① 検討委員会委員名簿・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 35
② 検討委員会開催概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 36

令和 7 年度植物品種等海外流出防止総合対策・推進委託事業
（東アジア植物品種保護フォーラムの推進）報告書

1.　はじめに

本報告書は、農林水産省が行った公募による委託事業「令和 7 年度植物品種等海外流出防止総合対策・推進委託事業（東アジア植物品種保護フォーラムの推進)」を（公社）農林水産・食品産業技術振興協会が受託して実施した事業の経過及び結果をまとめたものである。

2.　事業の背景及び目的

農林水産省は、平成 20 年度以降、日本、ASEAN 諸国、中国及び韓国（以下「構成国」という。）から成る「東アジア植物品種保護フォーラム」（以下「フォーラム」という。）の下、各国における植物品種保護（Plant Variety Protection　以下「PVP」という。）制度の整備・充実を促進するための人材育成や意識啓発等の協力活動を行ってきた。この結果、2017 年 10 月 26 日にジュネーブ（スイス）で開催された植物新品種保護国際同盟(UPOV)第 51 回理事会において、ブルネイとミャンマーが、2024 年 10 月 25 日にジュネーブ（スイス）で開催された UPOV 第 58 回理事会においてラオスが、さらに 2025 年 10 月 24 日にジュネーブ（スイス）で開催された UPOV 第 59 回理事会においてマレーシアが、法律改正案と UPOV 条約との適合性が認められるなど、各国における取組の成果が現れてきたところである（ミャンマーは、2019 年 11 月に法律の条約との整合性が承認)。これらの国は、今後、それぞれの国での国内手続及び条約批准書が寄託されれば、正式な UPOV 加盟国となる。さらに、カンボジアも 2025 年 2 月に UPOV 加盟に向けたロードマップに基づくワークショップを開催するなど、UPOV 加盟に向けての気運が急速に高まってきている。

しかし、依然として PVP 制度の運営が行われていない国、運営は行われているが UPOV 条約への準拠が十分でなく、当該国際条約への加盟を果たしていない国がある。また、PVP 制度の運用が各国間で必ずしも十分に調和しておらず、効率的に植物品種の審査が行われていない。

こうした状況の下、今後 10 年のフォーラム活動を戦略的に展開すべく、第 11 回フォーラム年次会合（2018 年）において、①各国による UPOV 条約に即した PVP 制度の強化及び②出願・審査手順の地域調和メカニズムの構築、を共通方針とする「10 年戦略」が採択された。

このため、我が国で育成された新品種が東アジア各国で適切に保護されるための環境整備を行うことを目的とし、これまでに培われてきた機運をさらに醸成しつつフォーラムを戦略的に展開した。具体的には、各国の技術面、法令面の障害や政策決定のメカニズムを包括的に調査した上で PVP 制度の整備と相互調和に向けて有効かつ効率的であり、かつ、我が国の政策とも整合的な相互の協力活動を推進した。

3. 各国の PVP 制度整備・運用状況概要

(1) 加盟国

ベトナムは、UPOV 加盟から 10 年が経過した 2016 年 12 月 24 日、保護の対象植物種を、116 種類から、全ての種類に拡大した。2022 年 6 月、品種保護制度を含む

知的財産法の改正を行い 2023 年 1 月から施行された。また、関連する Decree（政令）の改正も行われた。なお、ベトナムでは 2025 年 3 月の組織改正により PVP オフィスの属する農業農村開発省が環境省と統合されて農業・環境省となり、PVP オフィスは農業・環境省の直轄組織である作物生産・植物保護局の内部に置かれるオフィスとして位置づけられた。

韓国は、UPOV 加盟から 10 年の 2012 年 1 月に保護の対象をすべての種類に拡大し、2013 年に法律を改正し、担当組織も再編し、ソウル近郊の安養（アニャン）市から、韓国中部の慶尚北道金泉（キムチョン）市に移転した。法律は、従来の種苗産業法から　種子法部分を分離し、植物新品種保護法として、独立させた。韓国は法第 57 条第 2 項により、自家増殖に原則として育成者権は及ばないこととしており、その範囲を制限する（自家増殖を禁止する種類を指定する）こととしているが、現在まで指定されていない。

中国は、2016 年度に審査期間の短縮を図り、登録品種数を大幅に伸ばした。また、農業農村部（旧農業部）、国家林業草原局（旧国家林業局）ともに代理人の指定を廃止し、自由化した。さらに、2017 年 4 月 1 日からは、出願料、登録料等品種保護に係るすべての官費が免除されるようになった。保護対象植物種の数は順次拡大しており、2019 年 2 月に 53 種類の植物を保護対象リストに追加するとともに、EU 等との審査協力推進のための取組を開始した。2019 年に農業農村部及び国家林業草原局が、あらゆる分野からの意見を募り、最終的に「中華人民共和国植物新品種保護条例（改訂草案）」を作成し、国務院の審議に報告した。「条例」は 2025 年 5 月に改正され、現在、農業農村部において「条令」実施細則のパブリックコメントが実施されている。一方で、中国政府は、第 13 回全人代常務委員会第 32 回会議で「中華人民共和国種子法」の改正を承認し、2022 年 3 月 1 日から施行した。 今回の改正では、繁殖材料だけでなく収穫物までを保護対象に加えるとともに、従属品種に関する規定や罰則強化の規定が含まれている。UPOV1991 年条約への加盟の方針を公表し、計画的にすべての植物の種類を保護の対象にすることを公言している。

(2) 法律が整備され、制度の運用が行われているが、加盟に至っていない国

① ミャンマーは、2016 年 1 月 20 日に制定した「植物新品種保護法」を改正し、2017 年の UPOV 理事会において、改正法案の UPOV 条約との適合性が認められ、さらに、2019 年 11 月には、UPOV 理事会で修正法と条約との整合性が再確認された。また、2019 年 1 月には、主要作物の標準品種データベース構築ワークショップを開催し、標準品種の選定方法等について研修が行われた。今後、最初の審査基準としてイネ、トウモロコシ等の基準（テストガイドライン）を作成することとしている。2021 年 2 月の国軍によるクーデターによりミャンマーにおける状況は混乱しているが、品種保護制度はおおむね大きな変更なく運営されているもようである。

② ラオスでは、2023 年 3 月に「UPOV 制度に関する啓発セミナー」及び「UPOV のリーガルコンサルテーション」を実施するなど UPOV 加盟への関心が高まっている。2023 年 11 月に、UPOV 加盟に向けた国内法の改正が行われ、2024 年年 10 月 25 日にジュネーブ（スイス）で開催された UPOV 第 58 回理事会にお

いて UPOV 条約との適合性が認められた。現在、UPOV 条約加盟に向けた国内の調整が行われているところである。

(3) 法律は整備されたが規則の制定及び制度の運用は行われていない国

ブルネイは、2015 年 4 月 13 日に 1991 年条約に準拠して「植物品種保護令」を作成し、さらに、2016 年 1 月 25 日に「植物品種保護令」を改正し、2017 年の UPOV 理事会において UPOV 条約との適合性が認められた。まだ、制度の運用は始まっておらず、現在、DUS 審査体制の整備が進められている。2023 年 7 月 CPTPP の締結国になり、2026 年の期限までに UPOV 加盟が義務付けられている。

(4) 品種保護制度を運営しており、UPOV 条約に準拠した法令改正及び UPOV への加盟準備を開始している国

マレーシアは、2004 年に「植物新品種保護法」を制定し、2007 年に施行し、2008 年から品種保護制度を運用していたが、「農家、地域コミュニティもしくは先住民が育成し又は発見かつ完成させた植物品種」についても新品種として保護する規定が含まれているなど、UPOV 条約との整合性がとれていないため、UPOV に加盟できない状況にあった。　2022 年 11 月 CPTPP の締結国となり、CPTPP 加盟の条件である 2026 年の期限までの UPOV 加盟に向けて法改正作業が行われた結果、2025 年 10 月 24 日にジュネーブ（スイス）で開催された UPOV 第 59 回理事会において、法律改正案と UPOV 条約との適合性が認められた。

(5) UPOV 条約に準拠した法律は作成されたが、UPOV の審査が終了していない国

カンボジアでは、2008 年 5 月 20 日に植物の新品種の保護に関する UPOV モデル法に準拠した「種子管理及び植物育成者権法」が作成された。現在 UPOV の法律作成支援を活用している。また、2021 年 12 月に規則が制定され、制度の運用が行われている。2020 年 1 月に農林水産省農業総局の中に PVP も担当する種子局が新たに設置され、品種保護に関する法令制度、審査、登録等を担当する MISTI との役割分担が明確になるとともに、担当官も新たに配置された。この種子局は DUS 試験だけでなく、ナショナルリスト、種子の品質管理、優良種子の配布等種子に関する幅広い業務を担当している。2023 年 1 月に EAPVP の協力活動として「キュウリとジュウロクササゲの DUS 試験研修」を現地とオンラインで開催するなど最近、品種保護に関する熱意が高まっている。とくに 2024 年 8 月に本フォーラムの年次会合、国際セミナーを開催した際に、UPOV のヨランダ事務局次長が農林水産大臣に面会したのを契機に UPOV 加盟に向けた機運が急速に高まり、UPOV 事務局とともに加盟に向けたロードマップを作成し、2025 年 2 月にそれに基づくワークショップの開催、リーガルコンサルテーションを実施するなど UPOV 加盟に向けた動きが加速している。

(6) UPOV 条約と整合しない国内法による制度運用が行われている国

① タイでは、2019 年 1 月、商務省が農業局（DOA）と共同で、UPOV 加盟に慎重な全国農業者評議会（National Farmers Council）の代表に、ベトナムを訪問し、UPOV 加盟後のベトナム農業の発展状況を直接視察する機会が設けられ

た。2019 年に総選挙があり、省として UPOV 加盟に関する決定は行われていない。本事業によるセミナー等の開催を通じて、PVP 関係者のみならず種苗会社や育成者の意識は高まってきている。2024 年 3 月 7 日にイチゴ属を含む種の追加が植物品種保護委員会で承認され公告された。2026 年 2 月現在保護対象植物は 107 種である。

② インドネシアでは、UPOV 加盟に向けた品種保護法の改正が National Legislation Program 2025-2029 に登録されたが、法律改正の優先順位が低く、審議されるに至っていない。農家による自家増殖の制限が問題になっていると言われているが、インドネシアの品種保護法ではもともと商業行為としての農家による自家増殖（いわゆる任意的例外）は認められていない。2022 年 9 月に EAPVP の協力活動として「PVP 電子申請システムに関するワークショップ」を現地とオンラインで開催するなどしているが UPOV 加盟に向けた熱意が高まっているとは言い難い状況にある。

③ フィリピンでは、第 11 回フォーラム年次会合の際に UPOV 加盟に向けての積極的な姿勢が示され、2024 年に UPOV, The Netherlands Inspection Service for Horticulture (Naktuinbouw)とフィリピン農業省との会談がもたれ、UPOV 加盟に関する課題点、加盟反対勢力の主張点について共有、話し合いがなされた、と年次会合でカントリーレポートの発表があったが、具体的な対応には至っていない。

4. 委託事業の実施方針

(1) 東アジア植物品種保護（EAPVP）フォーラム第 18 回年次会合等の開催

ホスト国のカンボジアと共に「EAPVP フォーラム第 18 回年次会合」のスケジュール及び内容を固め、一連の会合を 2025 年 8 月 4 日、シンガポールにおいて開催した。 また、実施に当たっては、各国との連絡調整等のサポートを行った。

さらに、UPOV、UPOV 加盟国・地域及び種苗関係国際機関等と協力し、UPOV 条約に基づく多様な選択肢や解決策の提案を行うなど、効果的な事業実施に努めた。

(2) フォーラム 10 年戦略に即した PVP 制度の運営に向けた協力活動の推進

第 11 回年次会合で合意された 10 年戦略を踏まえ、各国から出された提案及び（１）のフォーラム年次会合での審議結果を考慮しつつ、農林水産省及び各協力活動の提案国等と協議し、UPOV 加盟国等とも協力して協力活動を実施した。

具体的には、（１）のフォーラム年次会合で合意された協力活動のうち、各国の協力活動として、日本の「キャパシティ・ビルディング ワークショップ１： 植物品種保護と UPOV TG1/3 基礎コース」「キャパシティ・ビルディング ワークショップ２：PVP シニアスタッフ向け技術研修専門コース」、ラオスの「ラオスにおける UPOV 1991 への加盟に関する国内ワークショップ」及びタイの「UPOV 制度における PVP に関する利害関係者とのコンサルテーションミーティング」の支援を行った。

一方協力活動の効果的な実施のために、各国の PVP 制度に関する法令等の基本情報や課題の調査を、文献調査やフォーラムメンバー各国担当者へのオンラインでの

聞き取り調査等により実施し、必要な情報を整理・翻訳した。

(3) ウェブサイトの運営管理

EAPVP フォーラムウェブサイトの運営管理については、収集した情報を整理し、迅速な情報提供を行った。また、各国の担当窓口等に関する情報を随時最新版に更新し、各国の最新の PVP 関連情報を収集して掲載するなど、フォーラム構成国の要望を踏まえつつ、掲載情報の更なる充実を図った。

(4) 検討委員会の開催

事業目的に照らし、フォーラムを戦略的に展開するため、知的財産権法や育種分野の専門家を含む 6 名の国内有識者で構成される検討委員会を設置し、事業内容を踏まえ、戦略的な実施方針案を作成した。また、事業結果のとりまとめを行うとともに、「東アジア植物品種保護（EAPVP）フォーラム「10 年戦略」に基づくこれまでの取組みと提言」をとりまとめた。検討委員会は 2 回開催し、合意事項を記録した結果概要を作成した。

5. 事業の経過及び結果

(1) EAPVP フォーラム第 18 回年次会合の開催（別紙(1)参照）

2025 年 8 月 4 日にシンガポールをホスト国とし、EAPVP フォーラムメンバー国 13 か国の代表、ゲストとして UPOV、Naktuinbouw、The Mekong-U.S. Partnership (MUSP)、Kenya Plant Health Inspectorate Service (KEPHIS)の代表者が参加して EAPVP フォーラム第 18 回年次会合が開催された。本年度の協力活動の実施については、各国担当者と事前にメールにより協議し、提案内容を調整した。

会合では、UPOV の現況についての報告、2024-2025 年協力活動報告、各メンバー国より更新した各国実施戦略(IIS)とともに協力活動の発表、地域協力活動の進捗報告、2025-2026 年協力活動の採択が行われた。

EAPVP フォーラム「10 年戦略」にもとづく運営規則に沿って各国からの協力活動要請を検討した結果、本年度の要請案件は、すべて採択された。また、次年度の EAPVP フォーラム第 19 回年次会合は、中国の立候補により、2026 年 8 月（その後 9 月に変更）に中国をホスト国として実施することが決定した。開催形態は、後日決定となった。年次会合の翌日、植物品種保護に関する国際セミナーが現地とオンラインとのハイブリッド形式で開催された。

(2) EAPVP フォーラム 10 年戦略に沿った PVP 制度の運営に向けた協力活動の推進（別紙(2)参照）

① 日本「キャパシティ・ビルディング ワークショップ 1：植物品種保護と UPOV TG1/3 基礎コース」

2025 年 11 月 26 日（水）、27 日（木）オンライン(Teams)にて開催され、EAPVP フォーラムメンバー国のうち 11 ヶ国(ブルネイ、カンボジア、中国、インドネシア、韓国、ラオス、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、タイ、ベトナム)の審査官、PVP スタッフ、リサーチャー等 145 名が参加した。国立研究開発法人農業・食品産業総合研究機構 種苗管理センター (NCSS)特性調査管理課課長牧野華氏他計 7

名が講師を務めた。

② 日本「キャパシティ・ビルディング ワークショップ２：PVP シニアスタッフ向け技術研修専門コース」

2025 年 11 月 28 日(金)オンライン(Teams)にて開催され、EAPVP フォーラムメンバー国のうち 11 ヶ国(ブルネイ、カンボジア、中国、インドネシア、韓国、ラオス、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、タイ、ベトナム)の審査官、PVP スタッフ等約 100 名が参加した。農林水産省 輸出・国際局 知的財産課 種苗室 次席審査官 大野善之氏が講師を務めた。

③ ラオス「ラオスにおける UPOV 1991 への加盟に関する国内ワークショップ」

2026 年 1 月 22 日(木)ラオス・ビエンチャンのソウパットラホテル・ビエンチャンとオンライン(Teams)によりハイブリッド開催され、ラオス知的財産局(DIP)、農林省農業局(DOA)、国立農林研究所(NAFRI)、商標庁、商工省貿易交渉・国際経済協力局、商工省外国貿易局、商工省中小零細企業振興局、特許事務所、在ラオス日本大使館代表者、JICA 専門家など 33 名が参加した。講師は、UPOV テクニカル・リージョナルオフィサー西村佳郎氏、VSC ベトナム Nguyen Thanh Minh 氏、ラオス知的財産局 Phengthong 氏が務めた。

④ タイ「UPOV 制度における PVP に関する利害関係者とのコンサルテーションミーティング」

2026 年 2 月 25 日(水)タイ・コーンケーン県コーンケーン大学内バヤシタホテルとオンライン(Zoom)によりハイブリッド開催された。参加者は、タイ農業局 PVP オフィス、大学、研究機関、種苗会社、農民の代表者、在タイ日本大使館一等書記官等計 59 名。講師は、タイ農業局 PVP オフィス専家 Pan Pankhao 氏、カセサート大学 Piya Kittipadakul 氏、GAP・食品安全ネットワーク事務局長（GAP ネット）Metinee Srivatanakul 氏が務めた。

(3) ウェブサイトの管理（別紙(3) 参照）

年次会合・採択された協力活動の実施報告、資料の掲載を行った。

(4) 検討委員会の設置と運営（別紙(4) 参照）

EAPVP フォーラムを戦略的に展開するため、6 名の委員からなる検討委員会を設置し、7 月及び 3 月に 2 回の委員会を開催した。

① 第 1 回検討委員会開催（2025 年 7 月 11 日）

第 1 回検討委員会では、令和 7 年度事業に関する概要説明を行い、本年度の事業実施計画及び事業実施方針について検討した。さらに EAPVP フォーラム第 18 回年次会合の準備状況、各国からの協力活動案の進捗状況説明、各国の PVP 制度の整備･充実に向けた協力活動の実施方針の報告を行い、協力活動実施の基本方針について検討委員から承認を得た。

② 第 2 回検討委員会開催（2026 年 3 月 4 日）

第 2 回検討委員会では、EAPVP フォーラム第 18 回年次会合及び植物品種保護に関する国際セミナーの報告を行った。また採択された協力活動の説明と共に、既に実施済の協力活動を報告し、委員からの質問に回答した。さらに令和 8 年度 EAPVP フォーラム第 19 回年次会合の開催国、開催時期と協力活動内容について説明を行った。